

電力取引監視等委員会 第4回火力電源入札専門会合

議事録

1. 日時：平成28年3月31日（木） 12:00～13:30

2. 場所：経済産業省本館2階西8共用会議室

3. 出席者

(委員・専門委員)

細田座長、箕輪委員、大山委員、梶川委員、小山委員、新川委員、松村委員

(オブザーバー)

北海道電力株式会社 氏家上席執行役員企画部長、東京電力株式会社 フュエル&パワーカンパニー・バイスプレジデント 石田執行役員、東京電力株式会社 カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント 大亀執行役員、資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室 小川室長

(事務局)

松尾事務局長、岸総務課長、新川取引監視課長、都築ネットワーク事業監視課長、安藤取引監視課課長補佐

4. 議題

(1) 火力電源入札制度の在り方について

(2) 自由討議（含む質疑応答）

5. 議事本文

○新川取引監視課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから「電力取引監視等委員会第4回火力電源入札専門会合」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

お昼時でございますので、お手元に軽食をご用意させていただいております。適宜軽食をとりながら説明等を聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、圓尾委員におかれましては、ご都合によりご欠席をさせていただきます。

また本日は、火力電源入札制度の対象である一般電気事業者を代表しまして、東京電力株式会社及び北海道電力株式会社の担当役員等の方々にオブザーバーとしておいでいただ

いております。また、前回に引き続き、資源エネルギー庁電力市場整備室・小川室長にもオブザーバーとしてご出席をいただいております。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は細田座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○細田座長　それでは、早速議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に従って進めてまいります。

前回行われました当専門会合におきまして、事務局より今後の火力電力入札制度のあり方につきまして、ご説明をいただき、その後、事務局提示の各論点を中心に、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。その際に、離島の電源につきましては一定の方向性が見出せたと思います。しかし、本土の電源の扱いにつきましては、なお論点が残っていたところでございます。本日は、前回の議論を踏まえまして、事務局にて火力電源入札ガイドラインの改正方針を含め、整理をしていただきましたので、この火力電源入札制度のあり方につきまして、事務局より資料のご説明をお願いいたします。

○新川取引監視課長　それでは、資料3「第4回 火力電源入札専門会合事務局提出資料～前回の御指摘事項について～」からご説明をさせていただきます。

こちらの資料3は、前回ご指摘をいただきました事項について、事務局にて論点を整理させていただいたものでございます。指摘事項その1でございます。入札が必要となるのがどのような場合か精査が必要であるということで、まず現行ガイドラインの考え方をお示しさせていただいております。現行ガイドラインでは、自社・子会社の電源は一律に入札対象である一方、他社電源は自社の電源開発との関係の深さによって入札の要否が異なるという考え方をとっていると理解されます。今後、さまざまなケースが考えられることから、今改正に当たっては、これまで要否が明らかでなかったケースについても、入札の要否を検討しておくことが必要であると考えております。

参考のところに現行ガイドラインの取り扱いについてお示しをさせていただいております。①一般電気事業者が、火力電源を新設、増設、リプレースしようとする場合、②一般電気事業者の子会社が、火力電源を新設、増設、リプレースしようとする場合（入札実施主体は供給力を必要としている親会社の小売部門）というような場合には入札が必要と現行ガイドラインに明記をされております。一方、③一般電気事業者が、自社の電源開発とは無関係に他社の火力電源から購入しようとする場合（自家発余剰購入を含む）につきましては入札が不要と現行ガイドラインに明記をされております。上記3ケース以外の場合

につきましては、現行ガイドラインでは明確な記述はないという状況でございますが、考え方としては、一般電気事業者の自社電源、及び子会社の電源は一律に入札対象とされている一方で、他社の電源については、自社の電源開発との関係の深さによって入札の要否が異なるという考え方をとっていると理解されるところでございます。

2 ページでございますが、改正案の考え方をご説明させていただきます。小売料金の適切性確保という観点から入札が必要となるのは、新增設、リプレースされる電源の電気を通常よりも高い価格で調達し、それを小売料金に転嫁する可能性がある場合と考えられます。小売市場が十分に競争的ではない現状では転嫁の可能性があります、通常より高い価格で調達する可能性があるかどうか、実質的には入札の要否を判断する基準というように考えられるところでございます。下に集合を書いておりますが、「通常より高い価格で電源を調達する可能性がある」というところと、「高い価格を小売料金に転嫁する可能性がある」、この2つの重なる部分が「入札が必要な場合」であろうと考えられるわけでございます。

しかしながら、現状では、小売市場は十分に競争的ではないと考えられますところから、通常より高い価格で調達した場合の費用が小売料金に転嫁される可能性があるというように考えられ、通常より高い価格で電源を調達する可能性があるかどうかということが実質的な入札の要否の判断基準になると考えられます。そこについては3つの矢羽根を用意させていただいておりますが、電源建設者がみずからの発意で電源建設を行っている場合においては、市場原理に基づく電源建設が行われることが期待されるというもの。特に短期契約の場合など、建設に係るコストを発電事業者が負っている場合には、競争の中で適切なコストでの電源建設が期待しやすい。また新規参入の小売事業者と同条件でみなし小売電気事業者が調達する場合も適切なコストでの調達となっていることが期待しやすいという面があります。なお、みなし小売電気事業者の自社や子会社等の電源の場合には、価格以外の要素が考慮され、通常より高い価格での調達が行われる可能性があるということとなるかと思っております。

これを踏まえまして、3 ページに入札が必要となる場合のフローについて整理をさせていただきました。まず「経過措置料金規制」が「あり」か「なし」かということで、これが「なし」という場合には、もう既に小売市場が十分に競争的であるというように考えられる状態になっており、かつ規制料金がなくなっておりますので、「入札は不要」ということで、考え方としては、「小売料金の適切性は小売競争の中で担保される」というもの

でございます。「経過措置料金規制」がある場合、「自社・子会社等による建設を想定しているか」ということで「あり」か「なし」かに分かれてくるものでございまして、「あり」の場合には、「自社や子会社の電源の場合には、価格以外の要素が考慮され、通常より高い価格での調達が行われる可能性がある」として、下におりるわけでございます。これが「なし」の場合には、もう1つ下におりまして、「電源建設者の発意で建設される電源への該当性」というものについて「あり」「なし」の判断をしまして、個別の判断は次ページに判断基準を書いておりますが、これがある場合には「小売事業者が深く関係しないプロジェクトであり、小売事業者に入札をさせることになじまない」として「入札は不要」ではないかという整理がされるものでございます。また、これが「なし」の場合には、先ほどの「あり」と合わせて、「入札以外の方法による安価な調達の合理的な説明」が「あり」か「なし」かに分かれ、ある場合には、「入札以外の方法の検討・審議」を経て、入札を行わずに実施をし、「適切な価格で調達されたかどうか」を事後的にフォローアップするという事となるものでございます。またこれがない場合には「入札が必要」と整理をされるのではないかとこのように事務局としては考え方を整理させていただきました。

4ページでございますが、こういった論点の中の、電源建設者の発意に関する条件でございます。電源建設者が自らの発意で建設しており、みなし小売電気事業者が深く関係しないと認められる電源は、みなし小売電気事業者が主体となって入札するという本制度の趣旨になじまないと考えておりまして、自らの発意で建設するものかどうかについては、以下の条件に合致するかどうかで判断をすることとしてはどうかと考えております。下に電源建設者の発意での建設に関する条件を記載させていただいております。以下の条件を全て満たしていれば、電源建設者がみずからの発意で建設しており、みなし小売電気事業者が深く関係しないと認められることから、みなし小売電気事業者が当該建設者から調達するとしても、入札の実施は不要と整理できるのではないかとしまして、条件1、電源の売り先のみなし小売電気事業者が、当該電源の設備投資計画や資金計画の方針決定を支配する契約等による電源建設者への影響力を有していないこと。条件2としまして、当該電源の建設に係る資金調達が、電源の売り先のみなし小売電気事業者及びその子会社・親会社・兄弟会社からの資金融通で行われていないこと。ただし、これには条件をつけておりまして、※1としまして、長期での売電契約は安定収入を確保できる点で資金調達の一助となる面があるが、みなし小売電気事業者と長期契約を結ぶことだけでは、資金融通とは考えないというようにさせていただいております。条件3としまして、売り先を公募で募

集するなど、当該電源の売り先の決定を電源建設者が主体的に行う仕組みとなっていること。これにも※2を記載させていただいております。公募の場合、調達規模や財務基盤などについて参加資格を設定することも考え得るが、参加資格が実質的にみなし小売電気事業者に限られる内容となっている場合は、電源建設者が主体的に売り先の決定を行っていると考えることはできないということを記載させていただいております。

指摘事項2について、前回、連結子会社についてご説明をさせていただきましたが、兄弟会社などでも支配力基準の適用はあり得るのではないかとのご指摘をいただいております。これにつきまして、考え方を整理させていただきました。今後、持ち株会社化など多様な事業形態が生じることを考慮し、みなし小売電気事業者の親会社や兄弟会社が電源を建設しようとする場合も、入札が必要な場合に含めることとしてはどうかと。4ページの条件に該当するかどうかにかかわらず、自社と同様とみなして入札を必要とするとしてはどうかというものでございます。また、みなし小売電気事業者に実質的に支配されている会社（連結対象の会社）が電源を建設しようとする場合も、入札が必要な場としてはどうかということで、させていただいております。「自社・子会社等とみなして入札を必要とする事業者の範囲」として、この点々で囲んでいる範囲をお示しさせていただいております。「実質的な支配を受けていないが資本関係のある会社」につきましては、「『自社・子会社等』とはみなさないが、4ページの『電源建設者の発意に関する条件』に該当しない場合には入札実施が必要」という整理としてはどうかというものでございます。

6ページに、連結会計におきます自社グループの考え方について記載をさせていただいております。こちら、ここで今、何かを決めるということよりも、連結会計のご紹介でございます。連結会計におきます自社グループの考え方というのは、会計の連結決算においては、親会社から実質的に支配されている会社を子会社として判定する支配力基準が導入されているというものでございます。具体的には、以下の場合を実質的に支配されている会社としております。①議決権の50%超を保有している場合。②議決権比率が40%以上50%以下であり、かつ以下のいずれかに該当する場合。イからホは紹介を省略させていただきますが、③議決権の所有は40%未満であるが、上記イを満たし、かつ上記ロ～ホのいずれかに該当する場合というのを、親会社から実質的に支配されている会社というように定義されているというものでございます。

指摘事項3、相対契約で協議の余地を残す場合、分担が不明確なため、リスクはむしろ高いのではないかとのご指摘をいただいております。応札時点では見通しにくい各種の

リスク、例えば環境アセス対応の追加投資であるとか、汚染土処理への対応については、以下のようなさまざまな対処方法が考えられるところがございます。そこに表としまして、①から④として、「方式」、「入札」か「入札以外」か。「応札時に見通しにくいリスクへの対応方法」として、「発電事業者が独自にリスクを見積もり、応札価格に織り込んだ上で応札する」から、「募集要綱においてリスクを特定した上で、リスク発現時の分担をあらかじめ決めておく」。それから、「協議により対応する旨を募集要綱に記載」する。全て「協議により対応」という場合について整理をさせていただいております。これによりまして、「リスク発現時の扱い」というのも、「発電事業者が負う」か、「協議に伴いリスク分担を決定」することになるか。また「小売事業者の負担への影響」としましても、「応札価格が高くなる」、応札価格は低くなるけれども、「負担額が不確実」となるというようなところが整理されてくるものであらうと考えております。したがって、もしこの相対契約ということで、むしろ安価であるということを説明していくという場合には、先ほどの3ページのフローチャートの灰色の部分の一番最後のところで、どう抜けていくかということになりますので、そこを説明していく際に、小売電気事業者が入札以外の方法により、入札よりも安価に調達できることを説明するという観点で、応札価格への影響、小売事業者の負担額に加えて負担額の不確実性といった要素も勘案して検討していただくことが必要ではないかという整理とさせていただいております。

続きまして8ページでございます。燃料種の指定ではなく、性能基準により対応すべきという論点でございますが、特定地域への燃料輸入依存度のような供給安定性の観点や高効率な火力発電からの調達の観点から、これらに関連した性能を満たす電源のみに対象を限定して入札を実施することは、本入札制度の目的に照らし、特に問題とはならないのではないかと整理をさせていただいております。なお、エネルギーミックスの実現を目指す上で、これとの乖離がある場合などにおいては、燃料種の指定もあり得るのではないかと考えております。

続きまして、資料4でガイドライン改正案のポイントについてご説明をさせていただきます。改正案のほうは資料5として用意をさせていただいております。28年3月1日一部改定ということで、第4次改定で形式的な改定は資源エネルギー庁のほうで前回されておりますが、今回、パブリックコメントを踏まえて改正を行いたいと考えておりますのが、この5次改定というものになるということでございます。

資料4の1ページ目でございますが、火力電源入札ガイドラインの改正案の主なポイン

トについてご説明をさせていただきます。なお、各項目の括弧して「2頁等」とか「3頁」とか書いておりますものは、資料5のガイドラインの該当ページをお示しさせていただいているものでございますので、資料4と資料5を合わせながらみていただきますと幸いです。

まず1. 入札の必要性と実施主体ということで、経過措置料金規制の対象となるみなし小売電気事業者に対するルールとしてガイドライン全体を見直すということで、2ページ等と書いてございます。今回の改正が経過措置料金規制の対象となるものに対して行われますので、その経緯も含めまして、2ページのところで修正をさせていただいているものでございます。

それから2. 共同での入札実施を可能とするということで、みなし小売事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施することも可能な制度とするということで、3ページのところにその論点を記載させていただいております。3ページ(2)でございますが、そこに、「また、みなし小売電気事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施することも可能な制度とする」と記載をさせていただいております。

続きまして、3. でございます。入札が必要となる場合の明確化というものでございまして、みなし小売電気事業者及びその子会社等が新設、増設、リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合は原則入札が必要としつつ、電源建設者の発意で建設する場合は入札を不要とするという改正。また、入札以外の方法により安価な調達が可能であることを合理的に説明できる場合は入札不要とするという改正を4ページに記載させていただいております。4ページの(1)で、(a) (b) (c)という項目を記載させていただいておりますが、これが先ほどご説明させていただいた、整理をさせていただいた、発意に基づくものとして記載をさせていただいたものでございます。また、安価な調達ができるとする場合にも、注の中で、「安価に供給を受けることについて合理的な説明ができる場合には」「入札を不要」とするとしておりますが、これは「火力電源入札専門会合において検討・審議を行った上で」とさせていただいております。

それから4. 離島電源を入札の対象外とするというものでございます。離島電源を原則、火力入札の対象外とする。ただし、機器入札を適切に実施していない場合は、託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認するとさせていただいております。資料5のほうでは5ページ(4)のところに、「離島電源については、原則として火力入札の対象外とする。ただし、当該電源

については、離島の電力供給主体である一般送配電事業者が機器入札を適切に実施していない場合には、託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する」とさせていただいております。

続きまして5. 電源の一部分のみの応札を認めるということでございます。従来の指針では明確化されていなかった自社電源の一部分のみでの応札が認められることを明記するとしまして、8 ページでございますが、(4)の(d)の③でございます。「一部分のみを応札すること」を認めるということ明記させていただいております。

それから6. 上限価格を柔軟に設定することを可能とするというもので、電源の原価に基づき上限価格を算定するという規定を削除し、上限価格が適正な原価として合理性がある水準にとどまっていれば許容できることとするとして、10 ページにその旨を記載させていただいております。10 ページ(8)「上限価格について」というところにその修正を反映させていただいております。

続きまして、7. 応札できる電源の限定についてということでございますが、燃料の供給安定性の観点や高効率な火力発電からの調達の観点から求める性能を満たす電源に限定しての入札が問題とならないこと、エネルギーミックスとの乖離がある場合に燃料種を指定しての入札もあり得ることを明記するとしまして、11 ページ(9)にその旨を明記させていただいております。

8. 系統増強費用(一般負担分)や振替供給費用の扱いの見直しについて記載をさせていただいております。一般送配電事業者が負担する系統増強費用(一般負担分)や振替供給費用について、みなし小売事業者が実施する入札結果の評価の際に考慮しないこととするという扱いを14 ページに記載をさせていただいております。14 ページの※の部分削除することによって、また④を削除することによって、それを反映させていただいております。

9. 上限価格の審議時期の見直しということで、募集の開始前に、上限価格の算定の考え方について専門会合で審議する仕組みへと見直すということで、18 ページでございます。スケジュールの見直しについて記載させていただいているところでございます。

続きまして10. 見直し規定でございます。一時的な措置であります経過措置料金規制を理由とした制度となるものでございますので、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当である旨を規定させていただいております。それは19 ページの「本指針の見直し」のところに記載をさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○細田座長 どうもありがとうございました。

それでは、火力電源入札制度のあり方につきまして、議論をしてみたいと思います。

議論の進め方でございますが、まずはご自由にご議論いただいております。基本的にオブザーバーの方からもご発言いただいて構いません。ただ、一応、各委員からの発言等が多い場合は、最初に委員からの発言を少し優先させていただくかもしれませんが、基本的にはご自由にご議論をいただきたいと思います。なお、ご発言をされる方はお手元の名札を立てていただけるようお願いいたします。また、関連する発言をご希望される場合は手を挙げて合図をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 電源建設が事業者の発意で行われるというところで、本文でいえば4ページです。ここに(a)で「設備投資計画や資金計画の方針決定を支配する契約等」という文言があるのですけれども、(b)は逆に、親から資金融通されていると。これは反対の、いわゆるファイナンスリース契約みたいな、全期間にわたって買い入れ条件を定めて、ものをつくってもらう形というのは、一種、それ自身、つくられる方にとっては資金取引になると思うのですけれども、そういうことはこの(a)で読ませていただいて、方針決定を支配するというのを、そこまで読ませていただくのか、そもそもそういうものについてはどのようにお考えなのかというところをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○安藤取引監視課課長補佐 ※1に書かせていただいている内容とかかわってくるかと思いますが、(b)の※1に書いておりますのは、どういう契約になるかということによりますけれども、全期間にわたって安定的に同じ価格で買い入れるというような契約を結ぶこと自体は、おっしゃるようにファイナンスリースといいますか、資金調達を下支えする役割をもつのだと思いますが、それ自体を資金融通だというように考えてしまうと、こういう火力電源入札をすること自体を否定するといいますか、ということになりますので、そういうものは許容していいのだろうと思っております。ですので、そこまでのことを(a)のところで想定するものではないということでございます。

○梶川委員 わかりました。約15年とか何年と契約期間にあってという部分のところ、そうすると物理的耐用年数を大体カバーするぐらいでも、ある程度はいいかなということになるということでしょうか。

○安藤取引監視課課長補佐 従来であれば、火力電源入札は大体15年単位でやっております。

まして、40年とかいうようにいうと、むしろ(c)のほうの関係で、40年にわたって買い続けられる会社というのが、実質的にみなし小売電気事業者しかいなかったりしますと、それ自体ちょっと問題になるということがあるかもしれません。もともと想定していたのは、現行のような15年での取引というようなことを念頭に書いてはおりました。具体的な当てはめは、また個別の事案によってということになります。

○梶川委員 ありがとうございます。

○細田座長 新川委員、どうぞ。

○新川委員 今の発意の要件のところに関連しまして、1つ目の条件のところなのですが、ご提案の案では、設備投資計画や資金計画の方針決定を支配する契約等による影響力というように書いてあるのですけれども、契約という合意がなくても、合意などしないので、事実上の影響力があるというようにみなされるシチュエーションもカバーできるような文言にしておいたほうがいいのではないかと思います。(a)の部分です。

あと、(c)のほう、これも恐らく趣旨としてはカバーされているのだと思うのですが、売り先の決定とあわせて、当然ながら、売り先への供給条件の決定についても主体的に行う仕組みになっているという趣旨だと理解しているので、そうやって書いたほうがいいのではないかと思います。この要件に関しては以上です。

○安藤取引監視課課長補佐 ありがとうございます。ご指摘を踏まえまして、修正を考えたいと思います。

○細田座長 どうぞ、小山委員。

○小山委員 梶川委員の先ほどのご質問にあわせてお聞きすればよかったかもしれないのですけれども、この(b)の※1の部分で、「長期契約を結ぶことだけでは、資金融通とは考えない」という文章になっていて、これを読むと、「ことだけでは考えない」ということは、長期契約を結んで、何か別にあると考えることがにじむような感じになっているように思います。そういうものは具体的に想定されていらっしゃるのか。ここの文章を素直に読むと、「ことだけでは考えない」というように終わっているのですが、この先が何かあるのかなと読めるところがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○安藤取引監視課課長補佐 この資金融通として想定しましたが、融資であるとか債務保証といったものを想定してございます。したがって、長期契約を結んでいなくても、融資を受けていたり、債務保証を受けているという場合には(b)になると思っておりまして、ましてや長期契約に加えて融資や債務保証があれば、(b)に該当すると思っ

ております。

○細田座長　ほかにいかがでございますでしょうか。この入札の対象とするかどうかというのは、ある意味で極めて基本的に重要な点でございますので、意見、あるいは質問等がございましたら、お願いいたします。新川委員、どうぞ。

○新川委員　今の要件の部分、ガイドラインのⅡの1(1)の点ですけれども、資料3の3ページ目のところで、今回、入札対象にするものをどこまで線を引くかが整理されています。私は、一般電気事業者が第三者から火力電源を購入しようと思っているときに、どういったとき入札しないといけないのかが、従前のガイドライン上はよくわからないと思っていたのですけれども、今回のガイドラインの改定におきましては、Ⅱの1の(1)というガイドラインの部分で、誰がつくるかは問わず、みなし小売電気事業者が新設、増設、リプレースされる火力電源から供給を受けようと思っている場合は入札の対象とし、ここにおける新設、増設する主体は、みなし小売電気事業者の場合もあれば、その子会社の場合もあるし、第三者の場合もあるという形に整理されたと理解しました。したがって、既設の電源から買う場合は、入札対象から外れるわけですが、そこは電気料金の査定のところできちんとみるという整理になりますが、結論としてはいいのではないかと思います。

入札を行わせる大きなメリットは、固定費、建設費用の部分について、後から電力料金の査定でみようとんでも、もう既に支出されてしまった金額ですので、その部分を大きく変更することはできないため、固定費を競争価格とするための一つの試みとして、この入札制度があると思います。そういった意味で新設、増設といったような、新たに建設費用が発生するような場合を、第三者サイドで発生する場合も含めてカバーしておくという整理で、結論としてはよろしいのではないかと思います。

そういうわけで、範囲が明確になったという点で今回の改定は評価できるのではないかと考えております。

ついでなので、もう1点申し上げますと、子会社等という概念が今回入っているのですけれども、この子会社等というのは、私が拝見した感じだと会社法の、後でみていただければいいと思いますが、会社法の2条の3号の2というところに子会社等という定義が入ってまして、それと同じようにみえます。違うのであれば、どこが違うのかなと思って、ガイドラインを読んでいたのですが、もし同じ概念でいいのであれば、会社法上の子会社等という概念で、法第2条3号の2に定める子会社等という書いたほうがはっきりするかなと思いました。

○安藤取引監視課課長補佐　　今の子会社等のところでございますけれども、ご指摘のとおり、会社法のルールの改正で子会社概念が実質支配のところまで広がっておりますので、恐らく連結会計と会社法の子会社というのは、現状では同じ範囲に広がってきていると思います。ただ、事業者の方にとってわかりやすいのは、連結会計の対象かどうかということです。たまたま、そういう意味で、資料上連結会計というように書いてございます。おっしゃるように、そこは基本的には一緒だと思います。

○細田座長　　小山委員、どうぞ。

○小山委員　　非常に基本的な質問で恐縮なのですが、この資料3のスライド3ですか、フローチャートのところで整理をしていただいております。この最初の「経過措置料金規制」の「あり」「なし」での分かれ道なのですが、これは要するに小売市場での競争がどれだけあるかというか、それだと思っておりますが、この経過措置料金規制がなければ不要という流れでいくと、実際にどうなるかは別として、その規制がないときに、小売市場が本当に競争的なのかどうかという論点も、将来的というか、理論的にというか、可能性としてはあるのかなと思います。例えば市場集中の問題とか、いろいろあるので、単なる文言だけなのかもしれないのですが、料金規制のあるなしで2つに分かれるのがいいのでしょうか。やはりその「心」は小売市場の競争性の話を論じられていると思うのですが、そのところだけどのような整理になっていらっしゃるのかも含めてお聞きしたいと思います。

○新川取引監視課長　　ありがとうございます。まだ経過措置料金をどういった場合に外すのかということに関して満足に議論ができていないわけでもございませぬし、何らかの指標が今この瞬間にあるわけでもございませぬ。ただ、少なくとも経過措置料金が残っている以上は規制料金が残っているんで、全て残っているという前提で考えると、このルートで「なし」に行くのは今のところ存在しないわけでございます。そういう意味では、今は、この最初のステップについては全部「あり」に落ちるということを前提にやらせていただいております。経過措置の外し方そのものは多分、物すごく大きな議論になると思っておりますけれども、それを踏まえた上で、それが無い場合には、もはや規制料金が残っていないということになりますので、そうすると、入札をし、料金の適正を担保するという理由がもはやなくなっているという状態であろうと思っております。ただ、そのときにちゃんと小売市場が競争的であるかどうかというのは、この経過措置を外すときの命題であるというように理解しております。

○細田座長 箕輪委員、どうぞ。

○箕輪委員 今のところの関連で、ガイドラインの本文のほうの一番最後の20ページのところに、見直しの要否、廃止の要否というところを書き添えていて、まさにこの「小売市場における今後の競争の動向等を踏まえ」「廃止も含めた不断の見直し」というのも入れていただいたのが1つ、本当に重要なのかなと私は評価しています。

それの前段として、今、おっしゃっていた経過料金がある中で、2ページの3段落目ぐらいですか、そこにきちんと、この制度を残す目的を明示していただいたのが、私は今回、この制度の目的が改めてはっきりしたのでよかったのではないかと理解しております。

あと、先ほど出ていた4ページの(a)(b)(c)のところの、入札を使用する電源の対象のところは、多分、実際にはいろいろ当てはめは難しいケースがあるなというのは私も思っていて、例えば(b)のところの資金融通については、なかなか提供されているお金に色がないので、本当にこの電源の建設のために資金融通しているのかどうかというところの判断も、実際の実務の中では結構難しい論点があるのではないかと感じております。そこまでなかなか公平に書き切れなかったり、想定し切れないので、今の表現で最終的にはいいと思うのですが、今後、そこはこの会合の中でもきちんと議論していく必要があるかなと思っています。

○新川取引監視課長 ご指摘ありがとうございます。この制度、我々のために残したいというわけではもちろんございませんが、経過措置料金が残っている中で、この火力入札制度をどう考えるかということをもう1回ゼロから議論させていただいて、今、この結論に至っているものでございますので、今後の入札の動向、または小売市場の競争の動向などをみて、この制度の廃止も含めた適切な見直しを不断で行っていくことが必要であると私どもも考えているところでございます。

あと資金融通についてはご指摘のとおりでございます。資金に色はないので、なかなか難しい面もあるとは思っておりますが、個別の案件に応じて、そこは精査を行っていきたいと考えております。

○細田座長 どうぞ。

○大亀オブザーバー 東京電力の小売部門を担当しています大亀と申します。弊社は明日、4月1日からシステム改革を先取りする形で分社化をする予定でございますので、私のところは小売の独立した会社として発足をするという形になります。そういった意味で、新電力の方々とか他の電力会社の方々と、オープンにフェアな競争をやりたいと思

っています。

そういう中で、基本的には小売会社として、電源を持たない形でやっていくと思っていますので、他から電源を調達してくるというのが唯一の調達手段になってくると思っています。そこで競争に勝っていくためには、グループだろうがグループでなかろうが、とにかく安く安定的なものを調達していくことになると思っています。そういった意味では、タイムリーに柔軟な電源調達を行うこと、いかに契約を組み合わせしていくのかということが肝になってくるのかなと思っています。そういう中で安価な電気料金を実現していきたいということです。

東京電力として、最近、2回にわたって火力電源入札を行わせていただきました。その経験から感じていることを大きく2点申し述べたいと思っています。最初は、一般電気事業者に課せられた、この入札規制なのですけれども、関東地方はかなり競争が激化しているところですので、当社が募集条件を公表しながら、入札のプロセスを踏んでいる間に、例えば新電力さんに系統を実際に押さえられてしまったということですか、あるいは電源そのものを先にそちらのほうに奪われるというと、これはちょっと語弊がありますが、そちらのほうに行ってしまったような案件だとか、そのようなものが実際に生じているので、なかなか当社として、対等にうまく早く調達していきたいというところができないというように思っています。

それからもう1点は、入札の結果を公表していますけれども、グループの電源の扱いですか、あるいは大半の電源が100%全てを私たちのところに応札していただいているわけではなくて、そのうちの一部を入札で入れられているというものが大半であるということ。それから落選された後も、新聞情報等によると、アセスを含めた電源建設を続けていらっしゃるというような実態があるということなので、現実的に、既に私たち小売事業者としてグループ会社含めて、他の発電会社の電源建設に我々が関与しているとか、支配力を発揮しているというようには、私たちは実感としてはそういうことは全くないなと思っていますのでございます。それがここで入札をやった後の大きく2つの、このガイドラインに照らしてみたときに感じている点でございます。

そういったことがございますので、売り手と買い手、それぞれのニーズというものが、やはりその時々々の事象によってあるのではないかと思っていますので、それに応じて柔軟に安いと思う電源を調達していきたいと感じています。そのような競争が激化する中なものですから、安価な電気料金を実現するために、場合によっては入札のガイドラインの案

の中にもありますけれども、電気料金の査定のプロセスを経ることが前提にもなりますが、入札のガイドラインに例えば基づかないような電源調達というの、外部環境によっては余儀なくされるようなことも、可能性としてはあるのかなと、今の競争状況からするとそういう危機感をもっているところでございます。

以上でございます。

○石田オブザーバー　ちょっと続けて、長くなってしまうのですがよろしいでしょうか。

○細田座長　どうぞ。

○石田オブザーバー　私どもは火力発電事業者として選ばれる側ということになる調達先になります。私どもは東電のフュエル&パワー・カンパニーというのを、先ほどお話ししましたように、あしたから分社化するというので、いよいよ発電分離ということで、垂直一貫体制ではなくなって、我々、1つの発電事業者としてしっかりと安い電気をつくって卸して、企業そのものを成長させていくという立場になります。

それに加えて、実は昨年4月に中部電力さんとの間で、50対50の出資で株式会社JERAという会社を設立してございます。私ども、その親会社になるわけでございますけれども、先ほどお話がございましたように、これから行います火力発電所の新設やリプレースという、そちらの事業体についてはJERAのほうに承継して、JERAとして行うものですから、きょうは、ちょっとお時間をいただいて、JERAの株主の立場でご説明させていただければと思っております。

JERAという会社は先ほど申しましたように中部電力との間で50対50の出資ということもございますので、この出資とか議決権の比率というのは50対50という形で、本当にイーブンになってございます。両者間の契約の中で、自立的な事業運営ですとか、企業価値を最大化するというので、経営の原則として合意をして進めているものでございます。したがって、中部電力さんや私どもフュエル&パワー・カンパニー、並びに東電のホールディングス、または小売のEPも含めまして、実質的な支配関係というのはないというように理解してございます。

では、どうしてこういう会社をつくったかということもございますけれども、ホールディングスそのものが投機的な格付けの中にございまして、それとは独立してJERAをつくり、JERAの自立的なファイナンスというのを可能にして、こうした巨額の費用がかかる火力発電所の建設、または設備の効率化といった内容を推進していくということも目

的の一つでございます。

J E R Aは、50 ヘルツ（関東エリア）、また 60 ヘルツ（東海エリア）ございますが、2030年までに両エリアで1,200万キロワットの規模の電源開発を計画してございます。当然のことながら、最新鋭で高効率な発電設備への更新ということを進めたいと思っております。CO₂の排出削減もあわせて行い、低廉な電力の卸供給を実現していきたいということでございます。

さらに、ではこの電源計画そのものをどういう形で扱うのかということでございますけれども、計画が具体化した段階で、基本的にはオープンにしていきたいと思っております。こうしたことから、J E R Aから購入をしたいという事業者様、これはE Pも含めてそんなのですけれども、それに対して購入期間、規模、価格水準、相手方の信用度、こういったものを勘案しながら、先ほどご議論がありました、出資の有無にかかわらず、差別的な扱いはしないという方針で進めたいと思っております。このようなJ E R Aの取り組みそのものが自立的な経営そのものでございますが、低廉な卸電力の導入促進に少しは資するのではないかと考えておりますし、先ほど申しましたように50、60ヘルツの中で、私どもが電源をつくったものの中で電力小売市場の競争活性化にもお役に立てるのではないかと考えております。そういう意味で、これは最後、お願いでございますけれども、このような私どもの取り組みが阻害されないようなルールや運用というところをぜひともお願いしたいというものでございます。よろしく願いいたします。

○細田座長 どうもありがとうございました。

松村先生、どうぞ。

○松村委員 まず前回も含めて、ずっと私がこだわっていた燃種指定の問題については、当初の事務局案から大幅に変えていただいて、燃種指定もあり得るという形で弱めていただいたし、その前に、さまざまな性能で指定するというのを先に書いていただいた点で、ありがとうございました。この案で異議ありません。

一応確認をさせていただきます。まず問題がないというものに関しては、当然、他の仕様についてもとっている通り、仕様自体が合理的でなければ中立的なところから文句をいうことになると思います。そんなことは絶対あり得ないので、議論のための議論になってしまうのですけれども、例えば実排出係数が幾つ以下とかという形で書かれれば、それは結果的に石炭を排除することになったとしても、C S Rその他の観点からみて、クレジットとかではなく、実際の排出係数を一定程度に抑えたいというのは合理的な目的だと思われる

ます。そう出てきたら文句はいわないと思うのですが、例えば、排出係数が何とか以上、何とか以下とかというように出てきたら、何で何とか以上でなければいけないのかという疑問が出る。それは露骨に特定のものを優遇するだけの目的にみえる。それについてはノーというと思います。合理的な範囲で、結果的に余りにもアンバランスになったときに石炭が排除されるというような格好になったとしても、それは必ずしも不合理なことではないということを明記したという程度のことであって、性能基準についても、不合理なものに関してはもちろん文句をいうということはある。問題ないというのはそういう意味だと理解しました。もちろん現在の案の文章のままでもいいと思いますが、一応この点は確認させてください。

次に、小山委員がおっしゃった経過措置料金が廃止されたとしても、競争上心配があるとかというようなこと、確かにもっともだと思います。しかしそれはやはりこの委員会ではなく、そのような心配をプロが抱かれるような、そういう状況で経過措置を廃止してはいけないのではないのかというほうが、この入札で監視するかどうかというよりももっと本質的な問題。恐らくそのときにきちんと考えて議論するということだと思います。いずれにせよ、この委員会のマターではないと思います。

それから、東京電力から、あるいはJERAの立場からいわれたことは、そこだけ切り取るととてももっともに聞こえる。入札をやっている、こちらがもたもたしている間に、他のところで電線の容量を押さえられてしまうとかというようなこと、確かにそれはまずいというのはわかる。しかし同じことを新規参入者は今までずっと東京電力に対して思っていたわけですね。東京電力が今までもっていた火力発電所で、その隣に新規参入者が建てたとすると、東京電力はその近くを走っている基幹送電線にすぐつないで、電源線コストなどただみたいなものなのに、どういうわけか、隣の新規参入者には、そこからはるかに離れたところにつなげと命令されて、数百億円の電源線のコストがかかるなどというようになり、それに対して、とても不満をいうとか、紛争になるとかなどということとは決して珍しくなかったわけだし、それは今でもあるわけです。そうすると、そのときに新規参入者は当然自分で売るために建てているわけで、そこではとても大きなハンディキャップを負って、既存の発電所はJERAに移っているわけではないですから、大半は東京電力の小売部門が買い取ることになり、そこには圧倒的な競争優位があるという状況とが今までずっとあった。このことも一緒に考える必要があると思います。今まで圧倒的に有利になっていたから、だからこれから足かせを課して、不利にして、対等にするなど

という姑息なことは当然考えるべきではないし、それは社会全体にとって非効率的なことですから、そのような弊害を除いていくということは必要だと思います。しかし東電が先に抑えてしまって新規参入者が今回の東電と同じ不満を、ずっと長いこと、そして足元でもまだ持っていることは認識すべき。今回の件だけ切り取って、自分たちは不利になっているというようなことでアピールされても、どれぐらい説得力があるかは、きちんと考えていただきたい。

J E R Aについても、確かにおっしゃるように自立的なものになるなら、当然そういうことになると思います。しかし本当にそういうコンペティティブな状況になるかどうかは、まだ現時点ではわからない。今の東電、あるいは中電の経営者の方の考え方からすると、おっしゃられたとおりになりそうだと私たちは期待している。同時に心配もしているので、そこはちゃんとパフォーマンスをみた後でないと、安易な判断はできない。ただ、最後にご懸念になったようなことは、本当に深刻化する事態になるとか、あるいはおっしゃったように、ほぼ完全に別会社として行動するなどというようなことになったとすると、恐らくかなりコンペティティブなマーケットになると思いますので、少なくとも東京電力の管内では比較的速やかに経過措置料金が解除されるようになると思います。そうすると、こういう規制は自然になくなる。私は、全ての人が心配なく経過措置料金を解除できるぐらいにコンペティティブなマーケットになることを心から願っております。

以上です。

○細田座長 済みません、私からちょっとだけ細かな点で質問なのですが、先ほど大亀さんが外部的状况によっては入札によらない場合があるというようなご発言をされましたけれども、これでいいますと、要するに入札よりもむしろ安く調達できる、そのような場面というのふえてくると、そういう意味でしょうか。

○大亀オブザーバー 今までの2回の入札をやらせていただいて、先ほど具体的な事例を幾つかあげましたけれども、これから先のことですから、どういう状況が出てくるかわかりませんが、コンペティティブというか、早く調達するとか、いろいろな条件なども出てくると。私たちが設定する1つの条件で、この条件に入れてくださいというのも当然あるのですけれども、そうではないような、いろいろな意思をもっている電源建設者もたくさん出てくる可能性もあると思っていますので、そういったときにどのようにやっていくのかというのは、いろいろな状況が考えられるのではないかと考えています。

○細田座長 大山委員、どうぞ。

○大山委員　　これまでの議論がよく反映されていると私は思いますので、大変結構だと思うのですが、先ほど東京電力の顧客サービス・カンパニー・大亀様のほうから、4月1日から分社化しますというお話があったので、この中でみなし小売電気事業者というのは既存の一般電気事業者の小売部門と書いてあるので、今度から分社化されたのがどのようになるのか、含まれるか、含まれないか、このガイドラインの中で読めるのかというのをちょっと教えていただけますか。

○新川取引監視課長　　もう一度補正的に詰めていきますけれども、我々としては東京電力の小売部門分社化後はみなし小売電気事業者としてここに含まれていると理解しております。そうでないと、東京電力の小売部門は分社化したがゆえに、小売電気事業者としての登録申請を出していただかなければいけなくなりますけれども、そういうことをさげすみにみなしとして引き続きされるということでございますので、このガイドラインの表現ぶりはいくらも考えますが、みなし小売電気事業者として、東京電力は引き続き事業を行っていくものと理解をしております。

○大山委員　　当然そうだと思っていたのですが、ちょっとわかるように書いたほうがいいかなということで伺いました。

○細田座長　　北海道電力さんのほうから何かご発言ございますでしょうか。

○氏家オブザーバー　　あすから小売全面自由化が始まるということで、私どもとしましても、生き残りをかけて、電源コストの最小化に努めてまいらなければならないと意識しております。この入札制度というのがその手段の一つであるということは十分認識しております。

今回の見直しに関しましては、今申し上げた自由化ですとか、あとは温暖化対策を含みますミックスの実現、さらには今、お話が出ておりました分社化といった最近の情勢変化を踏まえた見直しというように受けとめております。私どもといたしましても、この趣旨に沿いまして、当社の実情に応じた最適な電源調達ができるように努めてまいりたいと思っております。ただ、最後、指針のほうにも記載していただいておりますが、今後、電気事業をめぐる事業環境というのは大きく変わっていくのかなと認識しておりますので、指針の見直しに関しましては適宜、進めていただければと考えております。

以上でございます。

○細田座長　　どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○新川取引監視課長 先ほど松村先生からご指摘をいただきました点につきましてコメントをさせていただきます。燃種指定の件につきましては、ご指導もいただきまして、私どもとして、できる限り反映させていただいたつもりでございます。ご指摘のように〇〇以上、〇〇以下というようなことで、非合理的な設定がされるということであれば意味がないかもしれませんが、どういった燃種の指定をされるかということについては、入札の際に、その入札の募集要綱として議論されるはずでございますので、そこについては問題なく対応できるのではないかと考えております。

あと、東京電力の大亀執行役員からご発言がありましたガイドラインによらない対応があり得るかもしれないということに関しては、この指針において、今までよりも自由度はかなり広がっていると理解しておりますので、どういった解釈をするのかということについて議論させていただいた上で、この入札のそもそもの制度の趣旨が査定でいくか、入札でいくかという分かれ道のところで入札のガイドラインがあるわけでございますが、今後、しばらく値上げはないかもしれないということで、査定のほうでいきますということではなく、この入札のガイドラインの運用の中で、どうあるべきかということを議論させていただければありがたいと感じております。よろしく願いいたします。

○細田座長 いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○松村委員 もし他にあれば、先に言っていただきたいと思ったのですけれども、もうないみたいなので……。この委員会のマターでないような気がするので、余計なことをいって申しわけないのですが、まず、先ほどの経過措置料金が廃止されたら、これはなくなる。それは規制料金が、高くなり過ぎないように、適正な価格であるようにという目的からすれば間違いなくそうなるべき。一方で、託送料金はずっと残り続けるわけです。託送料金に関しては、予備力だとか調整力だとかというのは、ある意味で規制された部門が調達してくることになり、入札という格好になるはず。そうすると、これは第三者の目で見て、例えば要綱というか、条件というか、そのようなものが本当に合理的なのか。量がどれぐらいかというようなことに関しては、相当な議論はあるのですけれども、この条件は本当に合理的なのか、ちゃんと競争性が確保されているのかというようなことの監視の必要性は、少なくとも火力の入札に関しての監視の必要性と同じぐらい、あるいはもっと強く必要ははず。現行ちゃんとほかの委員会でみているということはもちろんあるわけですし、最終的に託送料金の査定できちんとみるわけですから、担保はされていると思うのですけれども、こういう格好でみなくてもいいのだろうかということは考えてみる必

要があると思います。ただ、この委員会が適切かどうかという点、予備力とか調整力とか、技術的な要素が非常に強くなって、そうすると、大山先生はいらっしゃるから、ここでも対応できるのかもしれませんが、やっぱりちょっと性質が違うような気もして、ここの権限を広げろと主張しているわけではないのですけれども、何らかの対応を考える必要が今後出てくる。しつこいようですが、規制料金として残り続ける託送料金がある。そのときの電源は、多分こういうところに出てきた電源の固定費が使われる。ここがなくなってしまった後でも本当にこれでいいのかということは、長期的に考える必要があると思いました。

次に、これも余計なことなのですが、燃種指定があるとすれば、天然ガス指定の可能性が高い。石炭に余りにも偏るといえるのは、いろいろな意味でバランスとしてよくないのではないかという発想は、必ずしも不当だとは思わない。しかし一方で、天然ガスと指定すると、例えば東京とか大阪のように、ガス会社も相当大きなLNG基地をもっていて、電力会社ももっていて、さらに石油会社とかも、というようなことを考えられるような地域は、そう指定しても、それなりにコンペティティブになるかもしれないが、しかしいずれにせよ競争相手は限られる。更に深刻なのは、場所によっては天然ガスと指定した瞬間に、もう電力会社しかつけれないとか、いたとしても、とても弱小なコンペティターしかいないとかいう事態になりかねない。ただでさえ競争性が担保されていない状況が、もっと悲惨なことになりかねない。その場合に、だから燃種指定はよくないというのは後ろ向き過ぎると思います。その場合には、ガスと指定したとしても十分コンペティティブになることがとても重要になってくると思います。

短期的には、基地のない地方のところでは難しいと思いますが、しかし基地のあるところでは、例えば基地開放だとかというのを提示するだとか、ガス市場をコンペティティブにするだとか、そういうことを通じて条件が整った後で燃種指定というのが出てくると、そこが放置されたままで燃種指定が出てくるのでは、弊害が大きく違うと思いますので、監視等委員会がやることではないということは十分わかっていますが、エネ庁を中心として、そこのところをコンペティティブでないと、こっちにもはねてくることは認識すべきだと思いました。

以上です。

○都築ネットワーク事業監視課長 松村委員ご指摘の1点目のほうの話について一言だけ申し上げさせていただきます。調整力は、今後、公募で調達をしていく方針となっております。

ります。まず、分社化する東電は、昨年、もう既に実施しております。それ以外に、一貫体制が当面続く会社も含めて、どのようにやっていくのかというのを今後、この場ではないのですけれども、ご議論いただきながら対応していこうと思っております。

その中で、例えば、調整力、予備力として、どういうものが必要になるのかという技術的な要件につきましては、既に広域機関にタスクアウトされていて、そちらでご検討をいただいているというように承知をしております。その上で、どのような手法で公募を行うのか、つまり、例えば募集するなら募集要領をどうするのかとか、踏まえるべき事項はどんなかという、適切な取引の確保の観点から必要となる事項について、ご議論いただき、考え方を整理して、実施に向けた対応をしまいたいと思っております。実際にオペレーション段階になったときに、どう監視していくのかという部分につきましても、今後、ご議論いただくところかなと思っております。既にこの監視委員会が発足しまして、事後的にどのように監視をしていくのかということで、調整力の確保・運用状況について、定期的な報告聴取を事業者から求めることとしていますが、そういうところも含めて、今後、ご議論いただきながら詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

○細田座長　　2番目の点についてはどうでしょうか。

○小川オブザーバー　　資源エネルギー庁から、松村先生ご指摘の2点目についてコメントを申し上げます。

もともこの燃種指定の話、この場でご議論を始めていただくに当たって、資源エネルギー庁のほうからお願いをしたことでありまして、この火力入札の本来の目的からは、時によっては逆行することもあり得る中で、うまいぐあいにバランスをとっていただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

松村先生、ご指摘の点については、まさにそのとおりでありまして、燃種指定そのものが競争の可能性を狭めることはあると思うのですけれども、競争の可能性をなくしてしまうということは本意ではありませんので、そういった意味で、燃種指定で1者のみとか、そのような状況では適切ではないと思っているところですが、そういった競争性をいかに上げていくかというのは、ご指摘のとおり、ガス改革、本日もこの後、松村先生にもご参加いただきながら、別の場で議論されていくことです。ですので、そういった進展も踏まえてのガイドラインの適用というのを考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○細田座長　　どうもありがとうございました。

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。ございませんでしたら、きょうの議論は一応、この辺でというように思っております。

きょうは各委員からさまざまなご意見等出していただきまして、ありがとうございます。表現ぶりですとか、あるいは今後の運用について、若干の注文、あるいはアドバイス、そういったものがあつたように思いますが、この新しい入札ルール的基本的な点については、各委員からご了解といたしますか、方向性が出されたのではないかと思っております。

もう、時期的なものもございますので、この議論におきまして皆様から出された追加、あるいは運用上の配慮とか、そういったものに関しては、個別の修正は私、座長のほうにあずかせていただくという形で、今後パブリックコメントの進捗に進ませていただいております。はいかがかと思うわけですが、いかがでございましょうか。――ありがとうございます。

それでは、火力入札ガイドラインの改正につきましては、パブリックコメントの進捗や、電力監視等委員会での審議に進むということで、事務局において進捗をお願いしたいと思います。

最後に、事務局より連絡がありますので、お願いをいたします。

○新川取引監視課長　　本日も長時間にわたり、ご議論いただきまして、まことにありがとうございました。昨年12月の本会合の設置から、火力電源入札の各案件の審議、本制度の今後のあり方に関する議論を4回にわたり開催してまいりました本専門会合でございますが、本日をもって議論の一区切りとさせていただきます。次回の開催につきましては、今後検討が必要な場合に応じて調整した上でご連絡をさせていただきたいと存じます。

○細田座長　　それでは、これをもちまして、第4回の火力電源入札専門委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。とりわけオブザーバーの方もありがとうございました。

――了――